



最高裁秘書第1288号

平成29年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

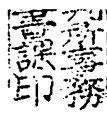
理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第38号

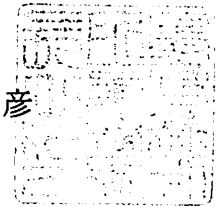
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年3月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成29年3月23日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本
当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうため
に苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成28年6月16日付で、すべての裁判官の生年月日を開示すべきと判断
するに至った経緯が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年1月6日付けで、当該文
書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）
を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る「平成28年6月16日付で、すべての裁判官の生年月日

を開示すべきと判断するに至った経緯が分かる文書」は、作成又は取得していない。

最高裁判所では、従前、最高裁判所判事、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長以外の裁判官の略歴等について、裁判所が保有する文書の開示を求められた場合には、出生の年月日を不開示としていたが、その後、裁判官の略歴について改めて検討を行った結果、全ての裁判官について開示するものと整理し、内閣総務官宛てに「平成28年6月16日付け最高裁人任第773号人事局長依頼「裁判官の略歴等の開示について」」を作成し、発出したものであるが、当該文書に記載された経緯のほかに上記のとおりを検討及び整理に係る経緯を記載した文書は作成していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。